答弁第一八七号平成三十年四月六日受領

内閣衆質一九六第一八七号

平成三十年四月六日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生財務大臣の「人民裁判をやっているわけではない」との発言に関する質問

に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生財務大臣の「人民裁判をやっているわけではない」との発言に関する

質問に対する答弁書

一から四までについて

のこととして彼はそういった、 拒否する権限がありますから。これは人民裁判をやっているのではないのですから。マスコミによるつる し上げでもないのだから。間違いなく本人の権限をきちんと維持してもらわなければなりませんから当然 平成三十年三月二十八日に行われた記者会見における「まず基本として個人の証人喚問のことに関して 自分の立場を考えながら言うのが当然なのだと私はそう思いました。」と

条第一項の規定において認められた制度を踏まえた対応であることを述べたものであり、 応について、 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和二十二年法律第二百二十五号) 「発言すること 第 四

の麻生財務大臣の発言は、

同月二十七日の参議院予算委員会及び衆議院予算委員会における佐川証

人の対

は極めて不適切」及び「今後の財務省の内部調査に影響を及ぼす」との御指摘は当たらない。